

## 第 97 号 議 案

### 児 童 相 談 所 を 設 置 す る 特 別 区 に お け る 措 置 費 共 同 経 理 課 の 共 同 設 置 に 関 す る 規 約 の 変 更 に つ い て

#### 1 提 案 理 由

児 童 養 護 施 設 へ の 措 置 費 支 払 い 等 に つ い て は 、 児 童 相 談 所 を 設 置 す る 特 別 区 全 体 で 一 元 的 に 実 施 し て い る と こ ろ で あ る 。 こ の 度 、 文 京 区 児 童 相 談 所 が 令 和 7 年 4 月 に 開 設 さ れ る た め 、 当 規 約 の 変 更 が 必 要 と な っ た 。

こ れ に 伴 い 、 港 区 ・ 文 京 区 ・ 世 田 谷 区 ・ 中 野 区 ・ 豊 島 区 ・ 荒 川 区 ・ 板 橋 区 ・ 葛 飾 区 お よ び 江 戸 川 区 と の 協 議 が 必 要 と な る た め 、 地 方 自 治 法 第 252 条 の 7 第 3 項 に よ り 準 用 す る 同 法 第 252 条 の 2 の 2 第 3 項 本 文 の 規 定 に 基 づ き 、 議 会 の 議 決 を 求 め る も の で あ る 。

#### 2 変 更 内 容

共 同 設 置 す る 特 別 区 に 文 京 区 を 加 え る 。

#### 3 新 旧 対 照 表

別 紙 の と お り

#### 4 施 行 期 日

令 和 7 年 4 月 1 日

#### 参 考 : 措 置 費 共 同 経 理 課 の 概 要

##### (1) 場 所

東 京 区 政 会 館 内 ( 千 代 田 区 飯 田 橋 三 丁 目 5 番 1 号 )

##### (2) 事 務 の 範 囲

児 童 福 祉 法 第 5 0 条 第 7 号 お よ び 第 7 号 の 3 に 規 定 す る 費 用 の 支 弁 に 関 す る 事 務 等 で 関 係 区 の 長 の 協 議 に よ り 定 め た も の

##### (3) 組 織 構 成

児 童 相 談 所 を 設 置 す る 特 別 区 で 構 成 す る

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する  
規約 新旧対照表

改正案	現行
<p>(共同設置する特別区)</p> <p>第1条 港区、<u>文京区</u>、品川区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区(以下「関係区」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第1項の規定に基づき、共同して内部組織を設置する。</p> <p>第2条から第14条(略)</p>	<p>(共同設置する特別区)</p> <p>第1条 港区、品川区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区(以下「関係区」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第1項の規定に基づき、共同して内部組織を設置する。</p> <p>第2条から第14条(略)</p>

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。